



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	清末民初江南の地方自治と基層社会 [全文の要約]
Author(s)	鷲尾, 浩幸
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12070号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61693
Type	doctoral thesis
File Information	Hiroyuki_Washio_summary.pdf



平成 27 年度 北海道大学 課程博士論文 要約

鷺尾 浩幸『清末民初江南の地方自治と基層社会』

「序論」では先行研究を通じての本博士論文の課題を提示する。1940 年 1 月に毛沢東は「新民主主義論」を発表した。その中で辛亥革命は、旧民主主義革命の範疇にあるとして低く評価した。一方、1919 年の五・四運動以降は新民主主義革命の段階に入ったとして、こちらを高く評価する。また 1942 年 5 月の「延安文芸座談会における講和」の中で、毛沢東は辛亥革命に絶望し「変わらない中国社会」に落胆した魯迅に全共産黨員、革命家、革命的な文芸活動家は見習えとした。その後、1979 年に毛沢東が逝去したことを境にして「人民闘争史観」は影をひそめ、代わって社会史研究が重視されるようになった。日本では 1980 年代からの明清史における「地域社会論」の隆盛が、1990 年代以降の中国近代史研究にも大きな影響を与えた。その際、辛亥革命前後における「連続性」重視の観点は、「断絶性」重視へ転換が図られた。同時にまた「辛亥革命期」は「清末民初」と置き換えられ、より長期的な視点に立って「何が変わったのか」を重点的に検討するようになったのである。本論では魯迅が当初、希望を抱いていた辛亥革命に対し、間もなく絶望するようになった理由を探りたい。また彼は革命後、旧郷紳層を中心にして新軍政府が形成されるなどしたことで、「変わらない中国社会」に憤慨したのであるが、このような反感を抱くことが適当であったのか否かについても考えてみたい。このことが当時の中国社会をよりよく理解することに繋がると考える。

第 1 章「清末蘇州における地方自治の導入と基層社会の変化——水害発生時の報荒を通じて——」では、光緒 32 年（1906）と宣統 3 年（1911）における水害発生時の状況に対する比較検討を通じて、地方自治制度の導入及び自治機関の設立が、基層社会に如何なる変化をもたらせたのかを考察した。清代を通じて、王朝支配における人々に対する州県官の役割は非常に重要であった。しかし清末の「光緒新政」では、州県以下の基層社会において行政上の改革が実行され、大きな変化がもたらされた。特に光緒 34 年 12 月（1909 年 1 月）に憲政編查館より「城鎮郷地方自治章程」が上奏され、州県以下の基層社会へ地方自治制度の導入が示された。本論の対象地域である蘇州府を含む江蘇省蘇属では、郷紳らによって地方自治機関が急速に設立されたのである。宣統 3 年（1911）の水害発生時の状況を通じては基層社会の救荒における地方自治機関、或いは機関を構成する自治紳董の役割の向上と、これに伴う州県官の役割の相対的な低下とを明らかにした。ただし官側の水害対策に着目してみると、江蘇巡撫の程德全が蘇州の基層社会に対して、一定の影響（統

治力)を保持し続けていたことを確認することができる。

第2章「清末江北流民にみる蘇州基層社会の変化——宣統二年(1910)崑山県西南地域での事例を通じて——」では、宣統2年(1910)の江北流民による蘇州府崑山県西南地域での騒擾事件と、その善後策について取り扱った。そもそも、辛亥革命の発生と清朝滅亡の要因については従来、社会経済史の分野からもアプローチが試みられてきた。本章では上述の事件への郷紳層や地方官の対応を通じ、かつての「丁戊奇荒」時(1876~78年)における状況との比較検討から、清末の蘇州における州県レベル以下の基層社会の変化を読み解くことに主眼を置いた。丁戊奇荒の際には江南における流民対策が、地方官の主導による系統だったシステムによって実行されており、郷紳層などの民間人が補助的な役割を担った。しかし、宣統2年(1910)の江北流民による一連の騒擾事件への対応を通じて、崑山・上海・青浦の善堂や学堂、自治公所の郷紳層が主体的に活動する一方、地方官はあくまでも補助的な役割しか担っていない。これは清朝中央が主導した政治制度改革が地方社会に与えた変化であり、これにより却って清朝自体の滅亡時期の到来を早めたと結論付けた。

第3章「辛亥革命期の蘇州における抗租——1911~12年の民政長の対応を中心として——」では、清朝末期と民国初期との正に狭間に当たる辛亥革命発生直後から民国元年(1912)にかけての蘇州での抗租について検討した。辛亥革命によって蘇州で新たに成立した軍政府下では、財源の確保が喫緊の重要課題であった。また清末地方自治の流れを汲むかたちで設立された臨時地方議会においても、賦租徴収のあり方は主要議題であった。抗租が継続される中での賦租徴収過程を通じて、蘇州での秩序形成・維持のあり方、延いては政治構造の成り立ちに迫ることを本章の目的とした。結論としては抗租に関する事象を通じて、旧清朝体制下における州県官、これに代わる役職である新体制下の民政長、当該役職の重要性を確認した。新たに軍都督に就任した程徳全の蘇州不在による治安悪化の中、民政長は郷紳層の意向を踏まえ田租減額も念頭に置きながら、郷民と交渉しつつ極めて高度な統治(治安維持)能力が必要であったのである。

第4章「民国初期の江南における水利事業と地方自治——1914年の自治制度停止を基点にして——」では、民国3年(1914)2月の袁世凱による自治制度停止の影響について、水利事業を中心にして考察を加えた。同年夏季、江蘇省内においては広範囲で旱魃に見舞われた。この影響により、江南・江北地方ともに浚渫などの水利事業実施の必要性が生じた。江南では自治制度停止後に、江南水利局が設立され、同局を中心にして事業が実施された。本章では、その際の地方自治のあり方に着目して検討を加えた。先行研究によれば、第三革命後に省議会は復活するが、しかし県レベル以下の自治制度は回復されず、県知事による監督が強化され、「地方自治」自体が衰退したかのように把握されている。ただし本

研究を通じて、江南基層社会で地方自治の一環として行われた水利事業においては、県知事や江南水利局などの官側と協力しながら、郷紳層によって従来通り運営が図られていたと理解される。当時は革命直後の政治的に不安定な時期に当たり、財政的に北京政府は困窮していたと考えられ、水利に限らず国防による治安維持などの地方公益事業の一部は当地での資金調達に頼らざるを得なかった。よって法制上は中央政府による上からの改変が実行されたとしても、しかし県レベル以下の基層社会における公益事業は、依然として「地方自治」に頼らざるを得なかったのである。

附篇 1 は、本論を展開する上で欠くことのできない先行研究である 2010 年 3 月に研文出版から刊行された田中比呂志著『近代中国の政治統合と地域社会——立憲・地方自治・地域エリート——』の書評である。

附篇 2 も、本論を展開する上で不可欠な最新の研究成果である 2013 年 2 月に研文出版から刊行された佐藤仁史著『近代中国の郷土意識——清末民初江南の在地指導層と地域社会——』の書評である。

「結論」においては各章の内容をまとめた上で、最後に今後の展望を述べた。清末に郷紳は、自治機関の成立を通じて基層社会における役割を拡大させた。しかし、辛亥革命に際して彼らが蘇州に成立した軍政府のトップに推挙したのは、旧巡撫の程德全であった。それは郷紳層が治安維持の能力を含め、彼の軍隊に対する統率力を期待してのことである。つまり共和制下の民国期において、当初から基層社会での統治については、清末からの継続性を内包させざるを得なかった。第 4 章でも述べたように、民国 3~4 年（1914~15）にかけての江南では、依然として県レベルの郷紳層の役割の重要性が認められ、同時にまた官側では王朝期の州県官に相当する当時の県知事、当該役職の統治における重要性も読み取ることができた。その一方で自治制度停止後、蘇州に設立された省行政の一機関である江南水利局が、各県の郷紳層を取りまとめているという面も見られた。このことから当時、行政は県レベルから省レベルの機関の重要性が増す移行期であったことが窺える。序論で提示したように、初めは辛亥革命に対して期待を寄せいていた魯迅は、その後、間もなくして「変わらない中国社会」に絶望した。しかし、それは政治的に不安定な時期において、継続せざるを得なかった部分を彼が強調し過ぎたからであると本論を通じて考えられる。この意味において、断絶性を強く認識するには、強力な中央政府の確立が待たれた。一方、強い中央政府が存在しなかった民国初期の江南基層社会では、従来の「自治」が継続されていたのである。軍閥期以降の当該社会における地方自治に対して考察を加えることは今後の課題である。

以上